

農林水産省指令 6 水管第 3 5 5 2 号

神奈川県横浜市中区本町 4 丁目 4 3 番地
一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
会長 富士原 康一

令和 7 年 2 月 2 6 日付けで認定申請のあった遊漁船業務主任者を養成するための講習については、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第 3 7 号）第 1 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき認定する。

なお、この処分に対して不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日（以下「起算日」という。）から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、起算日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）提起しなければならない。（ただし、起算日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えはできない。）

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、上記にかかわらず審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月（又は裁決の日から 1 年）を経過したときは提起することができない。

ただし、上記の審査請求期間又は処分の取消しの訴えの出訴期間について、正当な理由があるときは、上記の限りではない。

令和 7 年 3 月 2 1 日

農林水産大臣 江藤 拓